

第 2 回水道施設運営等事業の実施に関する検討会
議事録

医薬・生活衛生局水道課

○日 時 平成 31 年 3 月 22 日(金) 9:00~12:00

○場 所 厚生労働省専用第 22 会議室

○出席者 委員（五十音順）

足立慎一郎委員、石井晴夫座長、高橋玲路委員、
滝沢智委員、藤野珠枝委員、本多裕孝委員、與三本毅委員

ヒアリング対象者（五十音順）

佐藤謙一氏（宮城県企業局次長兼公営事業課長）

二階堂健男氏（全日本水道労働組合中央執行委員長）

宮坂智博氏（株式会社ウォーターエージェンシー経営企画室長）

オブザーバー

坂本内閣府参事官、岸田国土交通省企画専門官

厚生労働省

宮寄生活衛生・食品安全審議官、是澤水道課長、日置水道計画指導室長、
林課長補佐、水野課長補佐、村上室長補佐、草川室長補佐、
富田水道事業基盤強化専門官

○議事

（1）ヒアリング

（2）水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン（素案）について

（3）水道事業における官民連携に関する手引き（改訂案）（たたき台）について

（4）その他

○議事録

○草川室長補佐 定刻となりましたので、第 2 回水道施設運営等事業の実施に関する検討会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙な中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日は佐藤先生から御欠席の連絡があり、7 名の委員の皆様にご出席いただいております。

まず、配布資料を確認いたします。お手元には議事次第、資料 1~5、参考資料 1、2、名簿、座席表を配布しておりますので、不足等がありましたらお知らせ願います。また、傍聴の皆様にはお願いです。カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、

よろしく申し上げます。

それでは早速、議事に入らせていただきます。これ以降の議事進行は、石井座長にお願いしたいと思います。

○石井座長 皆さん、おはようございます。第2回水道施設運営等事業の実施に関する検討会にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。今日は年度末で、朝9時からという大変早い時間で、午前中いっぱい3時間を予定しております。長丁場になりますが、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

それでは議事次第に従い、議事を進めたいと思います。まず議事(1)のヒアリングです。今回、水道施設運営等事業の実施に関する関係者として、3名の方々に委員の皆様からヒアリングをする機会を設けさせていただきました。1人目が、宮城県企業局次長兼公営事業課長の佐藤様です。2人目が、全日本水道労働組合中央執行委員長の二階堂様です。3人目が、株式会社ウォーターエージェンシー経営企画室長の宮坂様です。皆様お忙しい中、本検討会にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。最初に宮城県の佐藤様から、水道施設運営等事業の実施に対する御意見等を御説明いただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○佐藤氏 本日はこのような場を与えていただきまして、本当にありがとうございます。宮城県企業局では、今年の秋には実施方針条例を何とか議会のほうへ提案して、議決を頂ければ、新年度内、1~3月辺りに運営権者の募集を開始したいと考えております。平成33年度のどこかは、まだ決定しておりませんが、平成33年度中には何とか運営権者の下で、新たな体制で事業を開始したいというのが、現在の宮城県のスケジュールになっています。現在の進捗状況を申し上げますと、アドバイザー業務については事業者が決定し、実施方針の策定に向けて、アドバイザー業者とともに作業を進めているという現状です。今回は時間も限られておりますので、3点のみの意見、要望をお持ちしました。

お手元に資料が配布されていると思います。まず1点目が、恐らく水道施設特有の問題になろうかと思うのですが、施設のダウンサイジングについて、どのように考えていくかという問題です。宮城県では運営権の事業期間を、20年間ということで計画しております。運営権(コンセッション)という性格上、余り短いと成果も出ない中で、業界の皆様とこの2年ぐらい意見交換をさせていただき、おおむね20年ということで集約されてきたわけです。ただ、20年ということになると、当然その期間中に、例えば浄水場の統廃合とか、ポンプ場を減らすとか、場合によっては増設するということもあるかもしれません。

水道事業には、非常に流動的な部分があります。これは水道法の問題だけでなく、PFI法の問題でもあると思います。現在の運営権を設定しようとするときに、運営権登録簿へ記載することになるわけですが、施設の全面除却というのが想定されて

いないということで、そういう変更が想定されていません。水道事業の場合、運営権登録簿への記載事項がどのようなものになるかというのが、まだ不透明な中で、ここは非常に懸念をしております。

特に宮城県の場合、運営権(コンセッション)事業とは別に、ダウンサイジングで浄水場の統廃合をしなければいけないという、具体的なものも別途計画をしております。現時点で分かるものについては、運営権者との間で将来計画も提示しながら相談していくわけですが、当然 20 年の間には、現時点ではまだ分からないような統廃合も出てくる可能性があると思われま。そういうときにどのような変更が認められるかということが、我々が非常に懸念している点の1つです。

例えば、空港のコンセッションだと、空港ということしか登録簿には載っていません。しかし水道事業が1つずつ何々浄水場、何々ポンプ場という形で載るとなると、そこをどのように整理を付けていくかということを考えております。一方で、運営権者の方々にはむしろ統廃合や AI、あるいは IoT という技術を積極的に活用し、スリムでコンパクトな形の運営体制にしていっていただきたいという要望があるわけですから、その辺は是非、柔軟に対応できるような制度設計にしていいただければと考えております。

2 つ目が、事業継続が困難となった場合における措置です。今日、ガイドラインの素案を先ほど拝見して、その辺は盛り込まれているのかもしれませんが、今回の運営権(コンセッション)事業に意欲を示されている業界の皆様と、いろいろ意見交換をさせていただく中では、やはり事業からの撤退について、ある程度の自由は欲しいという御意見を頂いています。我々は撤退の自由は分かる一方で、余りにもその後保全をされる措置がないままに撤退されるということは、非常に困る話です。我々とすれば当然、そういう契約は結べないわけです。何らかの形で事業継続が保全されるような措置を盛り込んだ契約をしなければいけないわけですが、そういう契約を結ぶに当たっても、その後ろ盾として、国のガイドラインにおいて、それが規定されているということをして是非、明記していただきたいというのが1つあります。

3 つ目は、運営権設定の許可手続に関してです。今後、我々が考えている流れからいきますと、来年の 1~3 月頃にその募集の開始をすると先ほど申し上げましたが、おおむね 1 年間をかけて、いわゆる競争的対話という手続を進めながら、運営権者を選定することになっております。さらに県議会において、運営権設定の議決を取るという作業があります。順番的にはその後許可を頂くということになるわけですが、万が一にもそこで許可を頂けないということが起きると、1 年間にわたる競争的対話と県議会の議決との関係において、齟齬を来してしまうと言いますか、まずいことになってしまうという現実があります。

我々とすればできる限り許可基準を具体的にしていいただいて、運営権者選定あるいは県議会の議決を経る段階では、間違いなく許可が頂けるような自信を持ってと言いますか、そういう状態にして事業者の選定や、県議会の議決という手続をした

いと考えております。ですので、できる限り具体的に、できるだけ速やかに許可をしていただくということも、是非要望したいと思っております。私からは以上です。

○石井座長 今日、具体的なところを簡潔に御意見を頂きました。本当にありがとうございました。ただいまの御意見に対して、委員の皆様から御質問等をお願いいたします。どなたからでも結構です。よろしくお願いいたします。

○與三本委員 御説明ありがとうございました。1点だけ確認をさせてください。施設のダウンサイジングの部分です。今後検討する部分では、運営等事業の部分と兼業と言われる、一緒にやってもいいという部分が当然出てきます。今進めている方向では、運営権事業のほうには大規模方針的な、いわば認可変更に伴うものは含まれず、現認可者である事業者のほうに責任を持たれるという形になるかと思っております。兼業的ダウンサイジング等を一緒に事業として実施することが発生したときに、どのようにするかというのは決めておかなければいけないのかなと思っております。その辺は運営権等事業のほうにダウンサイジング等を一緒にしてほしいという御意見なのでしょうか。

○佐藤氏 まず宮城県の場合、運営権を設定する範囲として考えているのは管路以外です。浄水場やポンプ場、あるいは取水施設もそうです。要は、管路以外の全てということをご想定しております。そこに運営権を設定するということをご考えているのですけれども、一方で現在のポンプ場や浄水場を、これからの水需要に応じて当然、統廃合なども考えていかなければいけないということになります。そういうこともあって、今運営権を設定する施設あるいは設備などが、20年間ずっと固定的にあるわけではないという問題点があり、そこを是非柔軟に対応できるような制度にしていただければと願っております。

○足立委員 御説明ありがとうございました。総じて御指摘のとおりと感じましたが、1ページ目の点については、コンセッションそのものに係る従前からの基本的論点という側面もあるので、厚生労働省のこの検討会で議論するにはちょっと悩ましいレベルの話でもあるかなと思いました。

あと、3ページ目の点については、また後でいろいろと議論になると思うのですが、ガイドライン案レベルでも、今の段階ではまだ抽象的なところがかかなり多いのではないかと思いますので、その辺は是非留意して議論を進めていかなければいけないかなと思ったところです。

御指摘事項には直接関係のないことで恐縮ですが、せっかくおいでいただいたので、1点だけよろしいですか。水道事業の課題解決に向けて、全国レベルで広域連携・広域化の取組が重要になっているかと思っております。しかし行政レベルで広域化を

進めていくのは、料金格差や財政格差などいろいろな課題があって、必ずしも簡単なことではないと理解しています。そのような中で、宮城県が予定している取組は、まず県が先導的な官民連携に踏み込むことを契機に、民間の担い手事業体を共通の受皿として、ほかの県下のほかの市町村なども徐々に巻き込んでいくことで、段階的に緩やかな広域化・広域連携も進められる可能性がある事業ということで、1つの有意義な形ではないかと思っています。

一方で先ほどもお話に出てきたのですが、施設のダウンサイジング、統廃合のようなものが県全体のレベルで課題になっているところもあるだろうと思います。その点に関連して、県全体を見据えた行政レベルでのダイナミックな広域化・広域連携の推進という意味では、今回のコンセッション事業が与える影響はどのようなものになりますでしょうか。今回の事業が終了した20年後から本格的に考えていくようなことになりますでしょうか。広域化については、もしかしたら県の中でも管轄部局が違っているかもしれませんが、可能な範囲で教えていただければ有り難いと思います。

○佐藤氏 おっしゃるとおり、宮城県でも非常に大きな課題になっております。実は、宮城県企業局がやっている水道事業というのは、市町村に対する用水供給事業です。いわゆる市町村の受水池まで、水道水をお届けするというのが宮城県の事業です。このコンセッション事業を足掛かりにして、いわゆる垂直統合というものの呼び水になれば、我々とすれば最も有り難い話ではあります。

しかし一足飛びにそこまで行くというのは、現実的にはなかなか難しいところがあります。先般の水道法改正を受けて、宮城県でも全県域において、水道の広域化の協議会が具体的に始まっておりますけれども、委員から御指摘があったとおり、やはり水道料金の違いとか、これまでの歴史的な問題とか、広域での連携が簡単にすぐ進むという状況にはありません。そういう中でこのコンセッション事業が始まれば、市町村事業の1つの受皿として、何とか運営権者の方々に機能していただくような、そういう制度設計に持っていきたいというのが、今のところ考えている宮城県の狙いです。

○石井座長 ほかにありますか。

○本多委員 事務局に確認をしたいと思います。施設のダウンサイジングのところでは、宮城県は、ダウンサイジングは認められないという判断をされていると思うのですが、ガイドラインの中では、運営権を設定した水道施設は、一時的であっても全て除却されるような全面更新は認められないとされていますが、以前に、この件で説明を受けた際には部分的であれば、更新は認められると記憶しているのですがいかがでしょうか。これは私の勘違いかもしれませんが。

○草川室長補佐 宮城県の要望は、PFI法の運営権登録簿の記載事項についてのものでして、PFI法を所管している内閣府と相談しながら、検討をまいります。

○是澤課長 ガイドラインの具体的な内容については、この後議論させていただきます。

○高橋委員 1点だけ確認させていただきたい。先ほど撤退のお話が出てきました。私の理解の仕方としては、通常、コンセッション案件で民間側のほうで議論になるのは、例えば料金だったり、物価だったり、制度だったり、事業の前提になっている幾つかの要因が大きく変わってしまっていて、最初に自分たちが手を挙げたときと事業環境が激しく変わってしまったときに、余りにも前提が変わってしまっていて、当初見ていた収支とは、事業の構造や環境から大きく変わってしまった場合に、それでも当初の予定どおり、ずっと続けてくださいというところまではやれませんということで、余りにも状況が変化した場合には、民間側のほうでも多分、公共と協議の上で要求水準を変えたり、条件を変えたりしてやりながらも、どうしても前提として変わってしまった場合に、一旦ここでやめませんかという話ができるようにしたいという議論で、よくされていると思うのです。そういうお話として、されているという理解でいいですか。

○佐藤氏 おっしゃるとおりです。我々も民間の方々が自分勝手に撤退するなどと思っているわけではありません。やはり事業環境の変化によって、どうしても採算が取れないというときには、当然撤退の自由はあってしかるべきだろうとは思いますが、やはり水道事業を止めるわけにはいきません。次の運営権者なのか、次の委託業者になるのかは分かりませんが、次の体制までのある一定期間については、責任を負っていただけるような仕組みにさせていただきたいということです。

○滝沢委員 既に御意見が出ているダウンサイジングの話です。「ダウンサイジング」という言葉が、いろいろなことで使われているのですけれども、皆さん共通の定義と言いますか、理解の仕方が余りないような状況だと思います。これからいろいろな議論が煮詰まっていく中で、皆さんが異なる意味で「ダウンサイジング」という言葉を使い始めると、いろいろなところで誤解が生じる可能性があるのではないかと思います。ですから、できれば片仮名語ではなく、具体的にこれと決められるような言葉で、これから議論を進めていく必要があるのではないかという気がいたします。この検討会もそうですし、宮城県の事業もそうかもしれません。

そうした中で資料のページの1と書いてある所に、「浄水場や送水管、ポンプ場といった」と書いてありますけれども、送水管も含まれるのですか。先ほどの御説

明だと、管路は含まないというお話でしたよね。

○佐藤氏 水道施設は、常に更新や統廃合を伴う流動的な施設であるということで、管路の所は運営権を設定する予定はありません。送水管については、運営権の設定対象外です。

○滝沢委員 分かりました。その上で、流動的な施設というように定義をされているのですが、水道施設は何を流動的と言うかというのがあると思います。いわゆる流動資産という意味での流動的ではないと思いますけれども、私の理解では、水道施設というのは40年、50年、60年といった期間使うものですので、「流動的」と言われると、やや誤解を生じるような気がします。20年という期間が長いかどうかについても、いろいろなお考えがあると思います。資産が20年以内に除却してしまうような電気・機械類もありますけれども、それもある程度は分かっているわけですし、それ以外にもそれなりの想定はできる資産が多いのではないかと思います。ただし、そうは言っても20年の期間にいろいろな状況の変化はあり得ると思うので、その辺を考慮していただきたいという御要望かなと思います。

その一方で、やはりコンセッションに出す以上は、全ての資産がこれからどのような使われ方をするのか、せめて20年先ぐらまでは見通しを持って進めるべき、取り組むべきではないかという気もいたします。この点について、何かお考えがあればお聞かせください。

○佐藤氏 水道施設について、宮城県を例に出しますと、建設当時はやはり右肩上がりの時代の中で、ややオーバースペックになっている嫌いがあります。現在県として、既に具体的に浄水場の統廃合などを検討しております。それは今回のコンセッションが、実際に事業者の募集が始まる前までにはどのようにするかというのを、しっかりと計画に乗せた上で募集をするわけです。浄水場は、恐らく今回のものでそのままだとは思いますが、ポンプ場などが本当にそのまま20年間、ずっと固定かと言われると、そこはやや心配というのが正直なところです。

○藤野委員 主婦連合会の藤野です。私自身、全国の様子は分からないのですが、宮城県の場合は今、市町村への用水供給事業を行っているということで、もしかしたら全国でも特殊なのかもしれません。そして管路以外、全てに運営権を設定するということですね。それは1つの浄水場ごとになどばらばらにできる限り、これからはガイドラインで分けをしましょうというお話もあるのですけれども、ばらばらに設定することもお考えなのでしょうか。

私が懸念するのは、今は県が1つでやっているところを仮にばらばらに設定した場合、1つの運営者が請け負えばよろしいのかもしれませんが、幾つかに分かれた

場合に、経営していける所としていけない所が分かれてしまうようなことがあるのではないのでしょうか。将来的に、過疎が進むようなエリアと、人口が集中するようなエリアとで様子が変わってきて、こちらはマルだけれども、こちらはバツとなるようなことが起こり得ないかという辺りが、想像として懸念があるのです。そこはどうかをお考えかを教えてください。

○佐藤氏 まず水道で言いますと、宮城県には2つの水道事業があります。現状を申し上げますと、それぞれの浄水場は既に20年以上、民間事業者へ委託をして運営をしていただいております。ですから、今でもいわゆる官民連携という形で運営をしております。更に宮城県企業局で行っている工業用水道事業があります。これは工場に用水を供給する事業です。それから、流域下水道事業です。これは市町村の下水道から県が受けて、それを終末の処理場まで持って行って処理をするという事業です。

今回我々が考えているのは、水道だけでなく、それらの事業を全てひとくくりにして運営権を設定するという事です。というのは、先ほどおっしゃったとおり、ばらばらに運営権を設定していくのではスケールメリットも出ませんし、採算の取れる所と取れない所とか、いろいろあろうかと思っております。ですので、水道は2事業ですけれども、「9事業」のうち管路以外の所について、それらをまとめて運営権を設定し、1つの事業者へお願いする、SPCへお願いするというのが、今考えている計画です。

○石井座長 委員の皆様からも大変重要なところを御質問、御指摘頂きました。宮城県の上・工・下の3事業一体の運営権設定方式というのは、日本のみならず、海外からも注目されているというように認識しております。委員の皆様から御指摘がありましたように、是非、先行事例として何とか官民連携のモデルになるように、これからも頑張っていたきたいと思っております。そういう中で様々な観点から、この検討会でも今後とも皆様の御要望も踏まえて検討していきたいと思っております。どうも佐藤様、ありがとうございました。

○佐藤氏 どうもありがとうございます。

○石井座長 続いて全日本水道労働組合の二階堂様から、御意見を賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○二階堂氏 私からは事前にお手元のほうに、総論・各論ということで2枚のペーパーをお配りいたしました。この段階では、今日示されているような資料もありませんでしたから、おおむね全体的に、総論的な意見として申し上げたいと思っております。

前段は、やはり東日本大震災のことです。今回のこの検討会でも、震災に対する対応なども求められていますが、少し振り返りながらということで。

ちょうど3月11日で8年を迎えました。御承知のとおり、水道事業も大変甚大な被害を受けました。発災直後の対応ということでは、厚生労働省あるいは日本水道協会(地方支部)を中心に、被災した93の事業者に対し、全国552の水道事業者から、発災から8月31日までの約6か月の間、給水車で延べ1万4,100台、応急給水で3万9,700人、応急復旧で延べ6,300人の職員の人的支援が実施されました。また、震災後から翌年3月31日までの約1年の間、復興支援のため、人的支援として全国の自治体や水道事業者から、1万1,400人が派遣されております。現在でも宮城県の一部では、大都市の水道事業者から長期的な職員派遣が行われています。

同時に、水道事業は大変大きな装置産業ですから、水道事業に関連する民間事業者の方々も、大変重要な役割を果たしてきたところです。昨年、大変多くの自然災害が頻発しました。自然災害、災害対策への迅速な対応ということ言えば、自治体、事業者では様々な災害対応、経験、日常的な業務で培った技術力、更に民間事業者との信頼関係が構築されたからこそ、実現できたということは確かだと思っております。後々、災害についてのコンセッションに関わるガイドラインについて御検討されると思いますけれども、是非、厚生労働省でまとめた東日本大震災水道施設被害状況調査の報告書、これは中間と最終というようになっておりますが、このようなところもお目通しいただけたら幸いです。

その上で、今回の運営権の設定については私自身も国会、参議院の中で参考人としてコンセッションの課題について意見を申し上げました。しかし政府答弁で問題点あるいは疑問点が解消されずに修正案提出といった経過なども踏まえ、法制度化する基本方針、政省令、更にはコンセッションガイドラインを含め、改正法の対立点になったものを是非御理解を頂き、問題点や疑問点を解決・解消することが望まれると思っております。

さらに、直近の3月17日の読売の1面にありましたが、全国の自治体の首長アンケート調査の結果では、水道事業の運営権売却について過半数が、導入する必要はないという判断をしているという報道もあります。また、地方議会では法案成立前から、コンセッション方式に反対という意見書が採択されるなど、自治体・事業者のみならず、国民あるいは利用者も不安視していることは明らかです。その上に立ってコンセッション方式の導入に当たっては、空洞化する自治体・公営事業者から失われる人材や技術が機能するのか疑問の残るモニタリング体制、形骸化する総括原価主義、規制困難なコンセッション利益・配当・役員報酬、譲渡・投機が懸念される運営権、混乱する災害時対応など、慎重な検討が求められております。

また、国会審議における経過を重く受け止めて、検討を行っていただきたいと思っておりますし、水道施設運営事業者の継続が困難になった場合における措置なども、検討されることになっておりますが、そもそも継続が困難になるような事業者の選定

が行われないような、厳しい許可基準の設定を求めたいと思います。

2 枚目で大きく 3 点、各論として意見を申し上げたいと思います。御案内のとおり、水道料金は総括原価方式ということで、利用者に対して極めて透明性が高いものとなっております。同時に利用者から収入した料金は維持管理のみならず、管路や施設更新などに再投資されていることは御承知のとおりだと思います。当然、コンセッション事業者においてもコンセッション事業者の財務状況(決算、予算)、役員報酬、株主配当、支払い税額、施設への投資など、透明性を高めることが強く求められていると思っております。これは自治体の公開条例に基づく情報公開ということも言われておりますが、日常的な企業内の情報開示にとどまることなく、例えば地方議会への報告・承認なども行わなければならないと思っております。そういう意味で、水道料金の総括原価が不透明になることがあってはなりません。

そして冒頭にも災害のことで申し上げた、海外の PFI/コンセッション水道事業で災害を経験し、成功した事例は、私どもが調べた限り示されておられません。災害時対応は、水道事業認可を有する自治体が、最終的に負うことになっていると説明されております。コンセッション事業者は契約上、災害対策などのリスク、災害時の管路・施設復旧など、あらかじめ明確に責任分担をするよう、契約できる基準とすることが説明されておりますので、あらゆる災害を想定した、十分な災害対応が可能な厳しい基準を設定していただきたいと思っております。

また、これはモニタリングとも関連するのですが、自治体や事業体に職員が不足する中で、一般的に他都市との災害支援協定などというように説明をされております。災害対策時における自治体・事業体側の主体的な責任ある体制をどのように確保するか、自治体・事業体が市民への、あるいは事業者の皆様への説明責任を果たすことも必要だと考えております。

最後にモニタリングです。モニタリングでは事業認可が残る自治体の責任で実施計画を作成し、厚生労働大臣が実施計画、災害対応を審査し、事業の確実性・妥当性を確認し許可することで担保することとしています。また、ガイドラインで許可申請の留意事項、省令で許可基準の技術的細目を示すこととしておりますが、そもそもモニタリングは経験に基づく技術的な裏付けや、財務会計についても、企業会計や料金知識などが基礎となっていることは明々白々で、一定の指標を満たすだけでモニタリングが担保されるということは、極めて問題だと思っております。

その他、海外での事例もそれぞれありますけれども、この検討会におかれましては、世論を取り巻く様々な状況、あるいは市民・国民・利用者へのしっかりとした責任が果たせるような基準、ガイドラインの策定に向けて御検討いただくことを申し上げ、意見に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○石井座長 それでは早速、委員の皆様から御質問や御意見等を賜りたいと思っております。

○與三本委員 御説明ありがとうございました。モニタリングが非常に重要な部分になってくるのではないかというのは、先の国会の審議でも、今の二階堂様の御説明でもよく分かることだと思っております。特に運営権等事業については、逆に運営等に不安がある事業者が採用する1つの官民連携手法なのかなと理解しています。そういった所にモニタリングの機能が運営期間中あるか、持てるかという、難しい部分があると思います。そういったときにイギリス等では、オフワット等の第三者機関の設置がされています。そのような第三者機関等について、二階堂様の御意見があれば教えていただければと思います。

○二階堂氏 委員の御指摘のとおり、モニタリングを長期間維持するという事は、大変難しいと思っております。同時に、第三者機関ということで御質問を頂きましたけれども、例えばそれぞれの都道府県、自治体・事業者によって単純化というか、モニタリングを一律的に評価するという事は、私も水道事業を37年務めてきましたけれども、例えば自治体・事業者、地域性によって、水質、水源、河川を含めて一概にモニタリングをすることはなかなか難しいと思っております。すなわち、地域性を十分加味したモニタリング体制であり、同時に先ほど宮城県の方からお話がありましたように、例えば施設が老朽化をしているという様々な実態なども含めれば、ある程度の地域性、その事業者に対する知見を有した方がモニタリングをしなければ、正確なモニタリングは困難だと思っております。

○石井座長 先ほど御提示いただきましたペーパーからもいろいろな御指摘や疑問点をいただきました。今後、本検討会でも議論を更に検討させていただきたいと思っております。どうも今日はお忙しいところ、ありがとうございました。

それでは最後になりますが、株式会社ウォーターエージェンシーの宮坂様から、御意見を賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮坂氏 よろしくお願いたします。本日は貴重な機会を頂きましてありがとうございます。私のほうから水道事業の基盤強化に向けてということで、維持管理、オペレーションを行っている企業の立場から、どういったことが考えられるかということについて、御説明させていただきたいと思っております。

2枚目に目次として、まず、当社の会社概要を簡単に説明させていただいた後、新水道ビジョンで示されている安全な水道、強靱な水道、水道サービスの持続、この3点について考え方を御説明させていただきたいと思っております。

まず、当社の会社概要になりますが、当社は、1953年の創業で、60年以上にわたって上下水道事業に携わってまいりました。主に上下水道施設の運転管理ということをやっているのですが、その他、水処理に関する工業薬品の販売や、浄水器関連

製品の製造販売なども行っております。現在の従業員数は約4,000名で、そのほとんどが上下水道施設の管理に従事しています。また、全国には180箇所を超える拠点を有しており、こうしたネットワークをいかして、広域的な事業展開にも取り組んでおります。

4枚目は実績になるのですが、1970年から先駆的に民間委託による上下水道施設の運転管理を行っております。現在では、全国で300箇所の浄水場、260箇所の下水処理場の運転管理を行っており、国内最多の実績を有していると自負しております。また、このように、全国にわたって様々な特徴を持つ施設を管理してきた中で、様々なデータやノウハウも蓄積していて、そういったものは社内システムを通して社内で水平展開、共有するようにして、運転管理の高度化に役立てております。

5枚目から基盤強化の話になるのですが、まず、安全な水道という点においては、水道事業というのが立地や水源などの地域性、また、気候条件、設備構成などの影響を大きく受ける事業となるため、施設ごとに事業環境が大きく異なるという特徴があります。そうした中で、適切な水質管理を行っていくためには、施設特性の十分な把握や、気象や季節変動などの変化に対応した運転調整、また、蓄積したデータを活用した最適な管理というのが重要になります。

そして、そうした運転管理を適切に実施していくためには、経験やノウハウが不可欠だと考えております。下のグラフは宮城県における浄水場で実際にやっている例になるのですが、31名で管理している浄水場の中で、内訳を見ると、10年未満の管理経験のスタッフが10名、10年以上の経験を有するスタッフが6名、20年以上の経験を有するスタッフが15名と、約半数がベテランの20年以上の経験を有したスタッフとなります。こうしたスタッフを多く配置することでノウハウをいかした運転管理を行うだけでなく、若手スタッフの技術継承などにも取り組んでいます。こうしたことから、やはり経験・ノウハウというものは重要だと考えております。

次に強靱な水道という点ですが、災害時においても、被害を最小限に抑えて、迅速な復旧を実現していくためには、事前の準備や関係者間の災害対応に関する認識の共有、また、発生後の迅速な復旧対策や広域的な支援も必要と考えています。事前の準備、対応の共有については、過去の経験やデータに基づいて、起こり得る被害を想定したマニュアルを策定します。そして、そうしたマニュアルに沿って、官民共同で訓練を行っていくことで実際の対応方法を共有し、円滑に連携していくことができると考えています。また、実際に災害が発生した場合は、自治体の指揮下での対応となります。そのため、官民共同で訓練を行うことが非常に有効だと考えています。

その他、実際、災害が発生した後には、応急復旧や、場合に応じて応急給水という措置が必要になります。応急給水に関しては全国的にほぼ同じような作業で対応可能ということで考えておまして、外部支援でも十分に対応できると考えています。一方で、応急復旧の際には、想定外の事象が多く考えられるため、施設に関す

る知識や運転の経験が必要になると考えています。特に図面やマニュアルなどがすぐに使用できないといった場合には、施設の運転に慣れた熟練のスタッフによる指導・指揮が必要と考えています。また、大規模災害の際には、ほかの自治体等からの支援を受けることとなりますが、そうした受援の際にも経験・ノウハウがあると円滑に対応できると考えております。

次に、広域支援体制について説明いたします。災害が発生した場合、当社ではまず近隣の拠点からの応援を中心に考えていますが、被害が広域に及んだ場合には、全国規模での支援体制を実施しております。実際に、東日本大震災の際には、東北、関東では、ほとんどの拠点でほかの現場の支援が難しいという状況となったため、全国規模での支援を実施しました。具体的な対応としては、全国から延べ300名以上に及ぶスタッフを被災地に送り、被災状況の調査や応急復旧を行ったほか、全国的に支援物資の調達を呼び掛け、翌日から中継拠点を經由した輸送を開始しました。こうした体験からも、知識や経験の有無が、施設の復旧を大きく左右するということを実感しております。

8 ページですが、水道サービスの持続について御紹介します。新水道ビジョンにおいても、水道サービスの持続という点に関して、老朽化対策への対応が大きな課題とされています。人口や給水量が減少している中で、施設の老朽化対策を進めていくためには、どの施設をどのように更新していくかといったアセットマネジメントの推進が必要となります。アセットマネジメントについては現状では設備メーカーの視点から更新計画が定められているようなケースが多く見受けられますが、それぞれの施設は運転状況や運転条件によって劣化度が異なるため、O&Mの視点からも設備の健全度、重要度を総合的に評価することが必要だと考えております。そして、そうした評価に基づいて更新すべき設備や、修繕によって長寿命化して対応すべき設備などを定めて、財政状況に合わせた効果的な更新計画を定めていく必要があると考えています。こうした更新計画、アセットマネジメントについても、官民連携の中で進めていければと思っております。

また、突発故障による設備機能の停止などを回避するためには、予防保全という考え方が必要だと思っております。基本的には運転データを把握し、通常時の運転状況を把握していることで、点検の際に異常を早期発見するということに対応しておりますが、そのほかにも振動センサー、サーモグラフィカメラなどの ICT を活用して、運転データを集約、分析することでそうした予防保全の精度向上にも努めており、こうしたものが非常に有効だと考えております。

最後になりますが、その他として、人的基盤の強化について御説明させていただきます。コンセッションの議論においては、よくヒト・モノ・カネという部分が出てまいりますが、設備や運営権対価など、モノ・カネについての注目度が高く、議論の俎上によく上がっている印象がありますが、ヒトについて、もう少し検討を深めてもいいのではないかと考えております。今回説明させていただいたように、

安定的な水道事業の運営には、経験やノウハウが不可欠であり、O&Mに関わっている我々の立場としても、ヒトの部分という所を、もう少し注目していただければ有り難いと思っております。

また、最近の状況を見ると人材の確保というのも非常に難しくなってきております。当社においても資格取得の支援や、人材採用などに取り組んではおりますが、更にその人材の育成や効果的な配置などにも取り組んでおり、熟練の技術者が複数の施設に携われるような広域管理体制の構築を目指しております。

下の枠内の内容は、ウェアラブルカメラなどの ICT を活用することで、より効率的にそういった教育、技術者の配置というものが可能になるのではないかと考えて取り組んでいる事例となります。

最後になりますが、官民連携の中で、経験・ノウハウなど、ヒトの部分についても、もう少し評価項目の一つとして、議論が深まっていくことを期待しております。以上で説明を終わらせていただきます。

○石井座長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御意見に対しまして御質問を賜りたいと思います。

○藤野委員 主婦連合会の藤野です。ありがとうございます。教えていただきたいのは、御社は 60 年以上の経験があるということなのですが、先ほど宮城県は契約期間は 20 年を考えているというお話でしたが、御社が実際に請け負っている契約はどのくらいの期間でやっておられるのかということと、どのくらいの期間が適当かという点です。内容によるとは思いますが、お考えをお聞かせください。もう 1 つは、最後におっしゃったヒトというところにもう少し議論が深まればという、その辺りをもう少し具体的に教えていただければと思います。以上の 2 点をお願いします。

○宮坂氏 まず、期間についてですが、現在、契約の内容を見ると、単年度契約のものから、複数年においても 3 年であったり 5 年であったりというものがあって、全国的にかなりばらばらな状況になっております。一方で、継続して複数回契約を受託している案件もあり、例えば 20 年を超えるような契約実績を持っている施設もありますので、一概にどの期間で管理しているかというのは、統一的な見解としては難しいかなと思うのですが、長くやることのリスクもありますし、長くやることで経験を積んで、より円滑な運営が可能になるというメリットもありますので、その辺りはバランスを含めて考えていければと思っております。

2 つ目の人的な基盤、ヒトの話になるのですが、例えば総合評価であったり、プロポーザル方式の案件であっても、やはりお金の部分というのは非常に大きなウエイトを占めております。ただ、一方で、この公共性の高い水道事業、水道サービス

というものを安定的に動かしていくためには、人の経験ですとか、ノウハウというものと、更に、新しいシステムのようなものを組み合わせていくことが必要だと考えておりますので、そういった部分、人の経験ですとか実績、そういった部分を今後、その評価項目であるとか、そういった部分に入れていただくと、より一層事業者の選定の精度も上がるのではないかと考えております。

○藤野委員 ありがとうございます。

○石井座長 ありがとうございます。藤野委員の御質問の期間に関しては、例えば運営権設定方式の場合、御社の希望では例えば 20 年では短いのか、あるいは長いのか、もっと長期のほうがいいのかとか、そういうニュアンスもありましたので、その辺はいかがですか。

○宮坂氏 そうですね、その設備構成ですとか、事業の状況であったりにおいても異なってくると思うのですが、例えば長い期間であっても、ある程度途中の区切りの部分で、変更であったり、そういったものを協議できる余地があるのであれば、長期の対応も十分可能かなと考えております。短すぎると、なかなかノウハウをつかんでの管理というのが難しくなると考えています。

○石井座長 ありがとうございます。委員の皆様、どうぞ。

○滝沢委員 7 ページ目の強靱な水道についてお聞きしたいのですが、この絵を見ますと、東日本のときの事例を御紹介されているのかなと思うのですが、このとき、具体的に 300 名近くが支援したというお話があったと思います。この支援というのは委託者である水道事業体の要請、あるいは指示によって支援に回ったのか、あるいは自主的に判断したのかという点と、支援するのに経費が掛かっていると思うのですが、その経費は最終的に回収できたのかどうかという点についてお知らせください。

○宮坂氏 まず、人の派遣という点に関しては、もちろん御要望を頂くケースもありますが、我々として自主的に管理している現場に対して、人を配置して緊急配備によって対応する、また、全国からスタッフを送って対応するという両面があるかと思っております。また、物資等については、基本的には自主的な動きということで考えてはおります。また、今回、東日本に関しては、交通網も遮断されていたということもありましたので、こういった輸送が可能かということも含めて、本社に災害対策本部を置きまして、全国と連携しながら、実際に支援物資の調達、輸送を行いました。

経費の回収という点に関しては、なかなかああいう場合に全ての回収というのは難しいかなと考えておりますが、そういった経費についても、いろいろな取決めが発注側である地方自治体とございますので、掛かった経費については後日、協議の上で決めさせていただくというような形になるかと思えます。

○石井座長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。それでは宮坂様、どうもありがとうございました。

○宮坂氏 ありがとうございます。

○石井座長 議事(1)ヒアリングは以上で終了させていただきます。3名の皆様には御多忙の中、貴重な御意見を賜りまして誠にありがとうございました。皆様から頂きました貴重な御意見を踏まえまして、今後の審議を進めてまいりたいと思えます。次の審議に移る前に、席の移動等もありますので、5分程度休憩を入れたいと思えます。それでは10時5分まで休憩とさせていただきます。よろしくお願ひします。

(休憩)

○石井座長 それでは、再開させていただきます。続きまして、議事(2)の水道施設運営権の設定に関するガイドライン(素案)について事務局から御説明をお願いします。

○草川室長補佐 まず、これから御説明する水道施設運営権の設定に関するガイドライン、次の議題である水道事業における官民連携に関する手引きについては、前回の議論を踏まえて、たたき台として事務局において作成したものです。本日のヒアリングやこれからの議論を踏まえて、より良いものとしていきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

それでは、資料4、水道施設運営権設定に係る許可に関するガイドライン(素案)を御覧ください。2ページ、3ページ目が目次です。目次は3つの章から構成されており、第1章が概要、第2章が事業許可に際しての留意事項で、法律で定められた許可の基準ごとに、審査の考え方を示しております。そして第3章が申請書の審査上の基本事項で、申請書の記載方法などを示しております。

4ページ目を御覧ください。ガイドラインの目的ですが、本ガイドラインは、許可の審査についての基本的な考え方を示すため、水道施設運営権の設定に係る許可に際しての留意事項や、申請書の審査上の基本事項等を取りまとめたものとしていいます。

時間の関係で駆け足で恐縮ですが、6ページを御覧ください。2.1.水道施設運営

等事業の計画が確実かつ合理的であることが法律の許可基準です。2.1.1. 対象施設及び事業の内容が、前回の第1回検討会で議論していただきました論点。四角囲みの「許可基準」が技術的細目で、その下が審査の基本的な考え方を示しています。

まず、対象施設及び事業の内容の審査の考え方ですが、水道施設運営等事業においては、地方公共団体である水道事業者等は、これまでと同様、水道事業の経営の認可を有する者として、水道事業の最終的な責任を負うことになっています。このため、水道事業の全体方針の決定、全体管理に関する情報は、水道事業者等が自ら実施する必要があります。7 ページを御覧ください。その上で、水道施設運営権者が実施する具体的な業務範囲は、下の図の2-1で、緑色の赤囲みをされた所になりますが、これはこの業務の全てを運営権者が実施するというわけではなくて、個々の事業体の現状や考えに応じて個別に設定して、個々の事業実施契約において具体的に定めることとなります。

一方、水道施設運営等事業の対象となる水道施設及び業務の範囲が、技術上の観点から合理的に設定されており、両者の業務に係る責任の範囲が明確となっていることが必要としております。また、水道施設運営権者が、水道施設運営等事業以外の事業を実施、いわゆる兼業ですけれども、それによって事業の採算が悪化し、公共サービスの提供に悪影響を及ぼすことがないように、措置する必要があるとしております。

このため、確認事項としては、1 項目、水道事業者等が自ら実施する必要がある業務を水道施設運営権者の業務に含めていないこと。2 項目、水道施設の運営等については、技術上の観点から一体として行われなければならない業務は、その全部を一の者が実施すること。(3)と(4)は割愛させていただきます、(5)として、水道施設運営権者が、水道施設運営等事業以外の事業を実施する場合、事前に水道事業者等の承諾を得ることとしています。

次ページです。水道施設運営権の存続期間については、事業が安定的に実施される存続期間であることが重要であるため、水の需要並びに水道施設の維持管理及び更新に関する長期的な見通しを踏まえたものであること、また、合理的に経常収支を見積もることが可能な期間となっていることとしております。

11 ページ目、水道事業者等によるモニタリングです。水道施設運営等事業による水道施設の適切な運転管理や健全な経営を確保する観点から、水道事業者等が適切なモニタリングを継続的に実施することが重要でございます。また、適切なモニタリングを実施することによって、水道事業者等における技術面、経営面における専門的な知見の維持に資する点にも留意する必要があるとしております。このため、まず水道施設運営権者の業務の実施状況及び経理の状況を確認する適切な体制が確保されていること、このとき、外部有識者等によるモニタリングを実施する場合は、その体制を含むとしております。

そして、水道施設運営権者が実施する業務の実施状況を網羅的に確認できる測定

指標を含む確認事項が設定されていること。水道施設運営権者の財務状況について、公認会計士等による監査済みの財務諸表等の提出を水道施設運営権者に義務付けていることなど。水道の基盤強化の進捗を確認する測定指標が設定されていることとしております。次ページですが、実施頻度については具体的に定められていることとしております。

次が災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置です。水道事業者等及び水道施設運営権者が、発生が懸念される多様な危機管理に対して適切に対処することができるよう、災害その他非常の場合のそれぞれの事象ごとに実施体制、業務の内容及び対応手順が明確に定められていることが重要である。このため、確認事項としては、1つ目が、実施体制が体制図等により明確に定められ、水道事業者と水道施設運営権者の役割分担及び両者の連携方法が明確に位置付けられていること。2つ目、被災した自らの施設の復旧業務を実施する場合、事前に定めた指揮命令系統に沿って対応するとともに、水道事業者等が事業の継続のため必要と判断した場合、水道施設運営権者は水道事業者等の指示に従い対応することとされていること。3つ目が、他の水道事業者等の災害復旧支援業務を実施する場合、現地派遣者が応援先の都市において、現地の指揮命令系統に従い実施すること、そして、その両者の費用分担が明確に定められていることとしております。

業務の内容及び対応手順ですけれども、対策マニュアル等に具体的に定められ、両者の役割分担及び連携方法が具体的に定められていること。特に、水道事業者等は、その重要な意思決定や他の水道事業者等との相互応援に係る外部関係者との連絡調整を行うこととしております。災害その他非常の場合について、含まれる事象として、地震、風水害、水質汚染事故、テロ、渇水等を想定しています。

1枚おめくりいただきまして、水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における措置です。水道施設運営等事業は、水道事業者等が平素からモニタリングを実施することにより、こういった事態にならないように、事前に対処することが前提です。もし経営難等の予期せぬ事態が発生した場合は、まずは水道施設運営権者に対する改善勧告等の措置により、持続可能な事業環境を再構築することが求められます。それでもなお事態が改善せず、継続困難となった場合には、代替措置を講ずる際の基本的な考え方、手順等を新たに定めておくことが重要であると考えております。

そのため、確認事項としては、水道事業者等が自ら直営で業務を実施する又は他の事業者への第三者委託等により事業を継続することとなった場合に、段階を踏んで体制を構築するための考え方を示すこと。具体的な中身は下に記載しておりますけれども、引き継ぎが完了するまでの一定期間の間、水道施設運営権者による事業継続への協力を実施契約において定めていることなどとしております。

15ページ目の水道施設運営権者の経常収支の概算です。ここで選定事業者という言葉を使っておりますけれども、これは水道法の許可を受ける前の水道施設運営権

者の名称で、水道施設運営権者と同じものを指します。選定事業者による経常収支の概算に関する計画が、確実かつ合理的なものであることが重要です。確認する事項としては、まず、有収水量と水道料金収入を比較し、不合理となっていないこと。事業期間全体に係る水道施設の維持管理及び計画的な更新に要する費用が、収支の見通しに反映されていること。そして、水道施設運営権者が負債により資金調達する場合には、負債の元利金の償還が確実に行われる見込みであることなどとしています。

17 ページを御覧ください。実施契約終了時の措置です。水道事業者等は、契約期間終了後、安定的な給水の継続を確保する観点から、そのための組織体制等を整備しておく必要があると考えております。そのため確認することとして、引き継ぎに関する記載した6つの措置が適切に定められていることとしています。

1 枚おめぐりいただきまして、水道施設運営権者の適格性です。水道施設運営権者が水道施設運営等事業を適正に実施できるだけの専門的能力や経理的知識があることが重要である、また、水道施設運営権者の議決権株式が、その事業への参画にふさわしくない者に取得され、事業の確実性等が損なわれることを防止することが必要であるということから、確認することとしては、水道事業者等が応募企業に対して課した参加資格要件の内容、対象となる事業に係る水道事業に係る実績のほか、財務状況について記した事項が含まれていること。また、選定事業者がその要件を満たしていること。選定事業者による議決権株式の新規発行及び処分について、水道事業者等の承認を要するなどの適切な方法を取ることであります。

次ページです。利用料金についてです。利用料金が水道法に規定する要件に該当することが重要である。このため、確認することとしては、1 つ目が水道事業者等と水道施設運営権者が各々の業務範囲に応じて、総括原価方式に基づき料金原価を算出していること。ただし、給水収益は按分する方法も可能であるとしてあります。2 つ目、総括原価に含まれる事業報酬の額について、合理的に説明でき妥当な水準であること。3 つ目、利用料金の改定について、定期的な見直し、臨時的な見直しに関する考え方が定められ、合理的なものであることなどとしてあります。

22 ページ、水道の基盤の強化についてです。水道施設運営等事業により、水道の基盤の強化が見込まれることが重要です。確認することとして、水道施設運営等事業は、当該水道事業の基盤の強化に資する場合に実施されるべきものですので、水道施設運営権者が水道施設運営等事業を効率的かつ効果的に実施することにより、水道施設運営等事業を含む水道事業等全体における水道施設の維持管理及び計画的な更新、健全な経営の確保並びに運営に必要な人材の確保について、その向上が図られることとしてあります。

23 ページ以降は第3章となりますけれども、第2章の許可基準を満たすための申請書等の記載事項等を記載しておりますので、説明は割愛させていただきます。以上です。

○石井座長 どうもありがとうございました。今日はガイドラインの素案をお示し頂きました。ただいまの御説明に対して、委員の皆様から御質問、御意見がありましたら頂きたいと思えます。

○本多委員 ガイドラインについて一括してよろしいでしょうか。それでは質問に入らせていただきます。今回の検討会では、時間が非常に限られています。基本的な事項について意見を述べさせていただきたいと思えますが、そのほか、幾つかの確認事項については、別途事務局と調整させていただきたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

では、質問に入らせていただきます。最初は11ページの許可基準についてです。適正事項を確保する目的のために、モニタリングの結果について、場合によっては運営権者に改善を求めることもあると思えます。したがって、許可基準の3行目にあります、当該確認すべき事項及び頻度に加えて、モニタリング結果の通知及び改善手続を追記していただければと思っております。

これに連動して、次のページの(3)の次に(4)として、モニタリング結果の通知及び改善手続の項目を設けて説明することをお願ひします。また、結果内容については、水道使用者の関心が高いことから、説明文の中でモニタリングの結果内容については、定期的に公表することも考えられる旨の記載もお願ひしたいと思えます。

次は13ページ(1)災害時の実施体制の②についてです。この項目ですが、自らの給水区域において、被災した場合のことが記載されておりますが、被災時に必要な業務は、記載にある水道施設の災害復旧業務という表現ではなく、応急給水なども必要でありますことから、「応急給水及び水道施設に係る復旧業務」としていただければと思っております。また、この語句は次の③にもありますので、合わせてお願ひします。

さらに、②に追記していただきたい内容として、支援体制の整備がございます。これは熊本地震でも教訓となった事項ですので、水道事業者等が他の水道事業者等へ応援を要請した際の運営権者も含めた受援の具体的な体制についても、確認事項として加えていただければと思えます。

また、③の文頭に、「他の水道事業体等の災害復旧支援業務」とありますが、これを「被災した他の水道事業体等への災害復旧支援業務」としていただければと思っております。また、同じ段落の2行目に「承認等」との記載がございますが、この「承認」はどのようなことを示すのか、御教示いただければと思えます。さらに同じ段落の3行目、「他の水道事業体等と連携しつつ」とありますが、これまで発生した数多くの災害において、日本水道協会では会員事業体との連携によって応急給水や応急復旧をしてきました。したがって、「水道事業者等及び水道関係団体と連携し

つつ」としていただければと思います。

次は 14 ページの 4 行目から 6 行目にかけてです。「予期せぬ事象が発生した場合には、水道施設運営権者に対する改善勧告等の措置」とあります。この改善勧告は、言わずもがなですけれども、運営権者に対し、経営努力を求めるということも含まれていると思います。経営難に陥った際に一義的求められるのは、運営権者による一層の経営努力であります。したがって、改善勧告の措置という文言に包含するのではなく、運営権者に一層の経営努力を求めるという文言を、文中に組み込んでいただければと思います。また、利用料金の見直しが利用料金の上限の見直しを意味しているのであれば、それは条例改正を伴うことから完全に自治体の判断になりますので、「求められる」ではなく「考えられる」ではないでしょうか。

次は 15 ページ、経常収支の概算の(1)の表記についてです。「有収水量と水道料金収入を比較し、不合理になっていないこと」とありますが、有収水量に料金単価を掛けたものが水道料金収入であることから、一般的にはこれらを比較して不合理になることはないものと承知しているところであります。許可基準では、このことを確認するとしておりますが、どのようなことを想定しているのか、御教示いただければと思います。

最後ですけれども、28 ページのモニタリングについてです。これは先ほどもお話しましたが、(3)の次に(4)として、モニタリングの結果通知及び改善手続の項目を設けて説明することをお願いします。以上でございます。

○石井座長 大変多岐にわたっておりますので、事務局のほうから順番でお答えできる所、また次回の検討会に向けて引き続き検討していく所、そういった観点から御説明を頂ければと思います。具体的には 11 ページの水道事業者によるモニタリングの所からで結構です。改善通知、結果の公表等々の御要望が、いろいろ本多委員のほうから出されております。

○水野課長補佐 どうもありがとうございました。1 点目のモニタリングの通知に関する御指摘に関して、その趣旨を再度確認させていただきます。当然この許可申請に当たってはまだモニタリングを実施していない段階ですので、モニタリングする際の確認事項や頻度を書いてくださいということなのですが、御指摘の趣旨は、モニタリングの結果に関して事前に何か記載をしておくべきといった御趣旨でしょうか。

○本多委員 そのとおりです。やはりモニタリングすると結果が必ず付いて回ると思いますので、最初の手続の段階で、そういうものも文中に記載していただければと思います。

○水野課長補佐 ありがとうございます。御指摘の観点からすると、確認すべき事項の中身の議論というところもありますので、モニタリングの確認事項の中に、そういった趣旨のことを書くというのも1つの案かなと思いますので、その辺りはまた事務局内で検討したいと思います。

○石井座長 続けてお願いします。

○日置室長 応急給水も含むという形で災害時に対応するというのを契約書の中で書くということに対応可能だということで、そういったポイントも含めて審査していく形にしたいと思います。あと、受援体制は、運営権者がどういった体系でやるのか、そういうところも、もちろん災害時対応ということで確認するポイントの1つとして理解しています。「被災した他の水道事業者」というのは、語句の適正化ということでよろしいでしょうか。

○本多委員 はい。

○日置室長 きちんと分かるようにということで、かしこまりました。あと、水道事業者、水道関係団体、これも詳しく書き込むということで、御意見として承るということでよろしいでしょうか。

○本多委員 はい、よろしくをお願いします。

○日置室長 あと、運営権者の経営努力を求めるという点ですけれども、これも撤退とかそういうときに、そういうことを考えるときに、要求水準を見直すとか、そういった中で対応していく話かなと考えられると思いますので、そこはちょっと検討させていただきたいと考えます。上限の見直しは水道事業者がやる場合と考えられ、運営権者がやることではないということで、御意見を承ったということで、よろしくをお願いします。

○是澤課長 申し訳ありません。今の部分は、この「求められる」という表現はもっと前段の部分にも係っており、本多委員の御指摘については、実は「必要に応じて」というところで書いたつもりであったのですけれども、もう少し文章を工夫して、御意見の趣旨が反映できるようにしたいと思います。

○石井座長 もう1つ13ページの所です。本多委員から質問がありました、(1)の実施体制の③の2行目、水道事業者等や水道施設運営権者の承認等がとありますが、具体的にその承認はどういうのをイメージしているのですか。

○日置室長 これは、例えば運営権者が被災地に出向いていろいろ対応しなければならぬときに、SPC に確認してくれとか、親会社に確認してくれとか、それがないと我々は動けないとか、そういった対応に支障が生じることがないように、対応がなされるということの確認です。そういう趣旨でございます。

○石井座長 それから、15 ページの経常収支の所の有収水量と水道料金の比較です。

○冨田専門官 これは御指摘のとおり、比べれば不合理になっていないというのは当たり前のことですので、当たり前のことがきちんとなっているということの確認という趣旨でございます。不合理な契約になっていないという前提を確認したいということでございます。

○石井座長 ただ、これは収支予測のときに長期で見ていかなければなりません。例えば 20 年の予測のときに、人口減少とか、そういう経済社会情勢の変化だとか、そういったものによって有収水量というのは変化していくのです。ですから、そうしたものも加味しながらのシミュレーションと、実際の現段階のシミュレーションで、現状の有収水量と水道料金、全体的な需要量が料金収入ですから、これは当たり前といたら当たり前ですけれども、そうではなくて、その後の 20 年間の収支のしっかりした予測を立ててくださいということであると理解しています。

○本多委員 そうです。

○石井座長 ありがとうございます。補足は何かありますか。細かい所は、また事務局のほうに出していただいて、私のほうもチェックさせていただきますので、よろしく願います。ほかに委員の皆様、何かありますか。

○高橋委員 個別の所というよりは、大きな所で 1 つあります。先ほど宮城県からのヒアリングの中で御意見がありましたとおり、運営権の事業者募集手続というのは、数年掛けてかなりの労力を掛けて準備をし、民間企業もかなりのコストを掛けて提案書を作り対話をし、ということをやっていくところです。空港等も多分、数年掛けて行っていて、大変手間が掛かるところがあるので、最終的にこれをガイドラインの所で設定の許可を申請しに行く際に、もっとこんなやり方があるのではないかなのような議論が厚生労働省側で始まってしまうと、全部止まってしまいうところがあります。先ほどもありましたように、これは完璧でないから駄目というような議論が始まって、許可がなかなか取れないということが余り過剰に起こってしまうと、それはそれで非常にやりにくいものになってしまいます。

1 つは、これはガイドラインに書くというか、もしかしたら後ほどの手引きとも関係するかもしれませんが、準備として自治体側で適切な専門家をきちんと起用して、そういう人員体制を整えてしっかりとした準備をしたかということがすごく重要です。

あと、先ほど委員のヒアリングからの御意見があったとおり、事業ごとに個別性が大変高いし、個別の事情があるので、厚生労働省だからどの自治体がやっても一律の契約になるということもないところがあります。そういう個別事情の所は、自治体が一番分かっているところだと思うので、そのところの違いのようなのが、なぜ違うのだ、これではいけないではないかのような感じで、許可の所で全部止まってしまうことがないように、基本的に押さえるべきことは押さえているということが許可の中の一番大事な見所だと私は理解しています。

まず、自治体がしっかり検討してきたものをベースに、事業を堅実に実施するために最低限、確実に必要だと思われる要項を確認し、チェックしていくのだという手続としてやるのであって、全部レビューして、もっとこれはこうできたのではないかとか、ああできたのではないかのようなことをやる手続ではないという所に対して、もちろんしっかり見るべき所は見るのですけれども、間違ったメッセージとして伝わらないようにしてください。あるいは、厚生労働省の中でも、突然細かく見始めるのが始まってしまうとか、そういうことがないように、省内なら省内で運用の考え方をきちんと共有していただきたいですし、対外的にもそういう手続として、打ち出させていただくというところをどこかに示していただくことが多分、大事なかなと思います。

最後に全部ちゃぶ台返しに遭ってしまったというふうになると思われてしまうと、皆さんやれなくなってしまう、その前のコストが掛けられなくなってしまうので、そこに対する配慮も、もちろん見るべきものは見るというのはありつつ、安心材料として何らかの形で伝えていただくことも重要なかなと思っています。その辺のバランスを、皆さんに誤解のないように伝えていただきたいというところは1つお願いしたいと思います。

○石井座長 その辺は、いかがでしょうか。

○是澤課長 委員の御指摘は、ごもっともだと思いますので、御趣旨に沿ってきちんと考えたいと思います。基本は、宮城県の御要望にもありますとおり、許可の基準あるいはガイドラインといったところでしっかり、できる限り明確にしておくというところが1つと、もう1つはいろいろな手続の中で、早め早めに御相談させていただき、意見交換をしながら実施していくことが重要であると考えております。実は、私どもは水道事業を認可することをずっと継続的に、日常的にやってきておりますので、それもかなり似た性格なところがありまして、水源開発をし、浄水場

を造って、その前提となる給水人口が幾らで、水量が幾らで、それが収支でどうな
って、経営がどうなるといふところは正に早め早めに御相談いただいて、最後に
議会で議決されたものをもって申請していただいて認可するというこゝを、今まで
も実績としてずっとやってきておりますので、その経験もいかしながらうまく運用
できるようにしていきたいと考えております。

○石井座長 よろしくお願ひいたします。早め早めという是澤課長のお話があり
ましたように、そこは相互によくコミュニケーションを取りながら相談をしていた
だくことで、ちゃぶ台返しがないようにということだと思ひます。どうぞよろしく
お願ひいたします。ほかに委員の皆様、どうぞ。

○與三本委員 何点か尋ねます。私も本多委員と同じように、後で気が付いたこと
があれば文書で提出したいと思ひております。目次になる部分があるかなと思ひま
すが、事業許可の部分等で許可の変更といふのを入れなくてもいいのかなといふの
があります。例えば、23 ページにも具体的に届出を出すといふ形で変更があつた場
合には等とあるのですけれども、内容によっては当然、許可そのものに触れる部分
も出てくる可能性はあるので、変更といふ部分を事前にうたっておく必要があるの
かなと思ひております。

後で付けられると思ひますが、概要編の所に恐らく用語の定義のような形で、先
ほどの選定事業者等といふ部分の説明とか、文中にアセットマネジメントといふ部
分も取り方によって幅広く取られるので、そういった部分は恐らく必要になってく
るのかなと思ひています。

それから、6 ページの対象施設及び事業の内容の部分ですけれども、文中のいろ
いろな所に組織、体制とかといふ形で表現はあるのですが、実施体制等を事業の内
容の中で説明する部分が必要ではないのかなと思ひます。その辺が災害時の部分で
あつたりとか、モニタリングの部分であつたりに、連携してくるのではと思ひてお
ります。

もう1つ、コンセッションといふか、運営等事業の中にフランスのアフェルマー
ージュに近い、要は更新を含まない運営の部分だけといふ方法も恐らく出てくるの
ではと思ひますので、その辺の表記といふのをどこかであつたう必要があるのかな
と思ひております。

それから、14 ページの説明文の所の3行目の「そして」といふ部分で、「経営難
や要求水準の未達状態が継続するなど」と、その後「予期せぬ事象」と書いてあ
るのですが、記述内容はモニタリングの中で逆に見える所ではないかと思ひます。
予期せぬ事故ではないと思ひますので、予期せぬ事象といふことであれば、もっと
違う例を挙げられたらよいのではないかと思ひます。

17 ページに実施契約終了時の措置といふ形で説明があるのですが、実施契約終了

時というのは、最初のほうで契約期間的な部分は存続期間という表現をしていて、ここでは契約終了となっているので、存続期間満了時なのか、説明は整合性があつたほうがよいかなと思っております。

また、終了時の措置という部分では、逆にこれは運営等事業を開始する場合に、水道事業者等から引き継がれる部分が恐らく同じような部分になるのかなと思いますので、最初に引き継ぐときと同様の部分を終了時に渡す、そういったのが基本的にあるのかなと思っております。

※にちょっと書いてありますけれども、施設等整備費用の負担について、「残存価額分」という部分があります。次期水道施設運営権者にとというのがありますが、施設整備した場合にトランスファーされると思います。運営権者側が資産管理しているわけではないと思うので、この辺の表現を理解しやすくしていただきたい。以上です。

○石井座長 最後の所は、これは事務局の判断もあると思うのですが、SPC という特別目的会社を創りますので、そこも資産を持つのですよね。だから、管路とか大きいものは当然、事業体の資産になるのでしょうかけれども、その資産の中身だと思います。そこは、今後は個別対応になるかなと思います。

○與三本委員 1つの事業の中で、複数の資産所有者がいるという形ですか。

○石井座長 これは会社が別ですから、会計上、当然会社も資産を持ちますので、そこは今後、精査が必要になると思います。

○與三本委員 ソフト的なものは、個別に資産として持ってもよいと思うのですが、一体につながっているものが個別の資産と言えるのかと思います。

○石井座長 そうですね。

○富田専門官 残存価額分という表現について、御説明申し上げます。ここについては、運営権者が投資した分の未償却残高と考えていただきたいと思います。減価償却した部分については、運営権者の負担があるわけですが、未償却残高については、これについての買取りというところを想定しております。

○石井座長 これには、ハードとソフトの両方があります。コピーライトとか著作権の問題、今は知的財産権が非常に高いので、そういったものも当然、残存価額の対象になります。ですから、ケースバイケースなのです。今、與三本委員が言った一体的なものというのは、当然事業体のものですよね。ただ、個別の財産区分にな

ると法人が立ち上がりますから、法人所有の財産というのは当然、認められるということになってきます。ですから、この書き方は非常に難しいです。この程度の文言で置いておいたほうが、余り細かい所に入ってきますと、それこそケースバイケースになるのではないかと私は思います。

それでは、與三本委員の最初の所から、事務局でお答えできる所はお答えいただいて、次回で引き続き検討する課題は次回でということをお願いいたします。それでは、最初の目次の所からお答えできる所はお答えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○草川室長補佐 まず、許可の変更については手引きで変更の手続として記載しておりますので、また後ほど御説明させていただければと思います。

アフェルマージュの記載については、7 ページの図 2-1 に、水道施設運営権者が実施可能な業務を示させていただいていますが、アフェルマージュは、主に施設の管理に関する業務を実施するものですので、水道事業者が必要と考えるものを組み合わせれば、実施可能だとわかると思います。

14 ページの事業継続困難についての御指摘は、検討させていただきます。以上です。

○石井座長 ありがとうございます。

○足立委員 全般的な話としては、記載がちょっと抽象的でもう少し具体的に書けるような所が幾つかあると思いますが、やや細かい所もあるので、そこはもしよろしければ事務局と別途調整させていただければと思います。それ以外に 2、3 点ですが、まず 11 ページのモニタリングの所で、今日冒頭、3 人の方からのお話もありましたけれども、改めてモニタリングは非常に重要な項目の 1 つになると思っています。中ほどの(1)にある「実施体制」については、「適切な体制の確保」は勿論重要なのですが、ただ、こういった手法の力を借りようという所は小規模な地域が多く、その確保がなかなか難しいところもあるため、第三者の力を借りざるを得ない地域もあると思います。その辺も踏まえて、「外部有識者等による」という記載もして頂いているところだと理解しています。

ここで、「外部有識者等による」の「等」の中身について、例えばほかの大規模自治体であったり、あるいは他の外部機関なども可能性として排除しなくてもよいのかなと思いますし、そういうことでよろしければ、これから取り組む自治体に対して事前にそういったことも十分に共有していただいた上で、このガイドラインにもその辺りをしっかり記載いただくのもよいのかなと思った次第です。

モニタリングの所でもう一点ですが、公共としてのモニタリング能力をしっかりと持続的に確保し続けていくために、公共自身としてどういう工夫をしようとしてい

るのか。例えば、担い手の事業体に対して人員派遣を続けていくことを通じてとか、公共に何らかの実業機能を残すことを通じてとかがありえるかと思いますが、それらを含め、どういう工夫や努力をしようとしているのかについてもチェックしますよ、というメッセージがあってもよいと思います。

あと一点ですが、14 ページの所で、運営権事業の継続が困難となった場合に限られる話ではないのですけれども、下半分の所の(1)の③で、企業リストの作成とあります。先ほどの指摘と趣旨的にちょっと共通する所があるかもしれませんが、これについても、企業だけではなくて例えばほかの大規模自治体とかも概念として入ってきてよいのであれば、そのような点もこれから取り組む自治体に事前に共有した上で、しっかり記載していただいてもいいのかなと思いました。以上です。

○石井座長 事務局からお答えを願いできますでしょうか。

○草川室長補佐 モニタリングについて、外部有識者等の等に何が含まれるか、公共のモニタリング能力の持続的な確保のための措置を見るべき、事業継続困難のところで大規模自治体が含まれるか等、御意見につきましては、事務局で検討させていただきます。

○石井座長 特に個人というか、インディビジュアルなところで書いてある所は、足立委員が御心配なのは団体とか、企業とかそういったところもあるではないかということで、そこはまた、例えば外部有識者等の中に、「等」はもちろん事務局のほうではそういう意識でお書きになっていると思いますので、そこは何か工夫をしていただければと思っております。ほかに委員の皆様、どうぞ。

○滝沢委員 6 ページに、先ほど宮城県さんから御質問があった一時的であっても全て除却されるような全面更新ということが書いてあります。水道の場合、いろいろな更新の仕方がありますが、一番考えられるのは部分的に止めながら部分的に更新していくやり方です。それ以外にもケースバイケースで、いろいろな更新の仕方があり得るかなと思いますので、少しお考えいただいて、どういう場合はここに該当するのかというのが、例示でも結構ですのでどこかにあると、今後検討される方にとって分かりやすいかと思いました。

7 ページは、「てにをは」で恐縮ですけれども、図 2-1 の下の 4 行目ですが、「責任範囲が」の後の読点です。「責任範囲が明確になっている」で読点は要らないかなと思いました。18 ページですが、これはちょっと確認をお願いしたいのですけれども、2.1.8 です。適格性で 2 項目あって、「専門的能力及び経理的基礎を有する」と書いてあります。下の(1)から(4)を見ますと、内容が全て経理的な問題・基礎という所に該当するように読めまして、専門的能力についての規定がないように見えま

す。これは、特に具体的に書く必要はないので、書かなくてもよいと思われるのか、あるいは何か専門的能力として、こういったものというのを規定されたほうがよいのか、もしお考えがあればお聞かせください。

○石井座長 事務局、いかがでしょうか。

○草川室長補佐 まず、1 つ目の御指摘ですが、公共施設等運営権というものの自体は、存在する「もの」に対して運営する権利を設定するものですので、その「もの」を全てを取り除いてしまうことはできないというのがPFI法上の考え方です。一方で、例えば水道施設の配水管を1本取ったから、これが全面除却に当たるというものではなくて、ある水道施設の総体としてまとまった形で施設を考えて、その上での全面除却はできないということになります。もう少し具体的な記載をするようにしたいと考えています。

○富田専門官 続いて、18ページの適格性で、専門的能力及び経理的基礎とあるが、専門的能力に関する記載がないではないかということですが、これに関しては(1)の参加資格要件の所で見たいと考えております。(1)の3行目ですが、対象となる事業に係る水道事業に係る実績で具体的に見ていきたいと思っております。

○石井座長 よろしいですか。あとは、文言の「てにをは」の所ですね。それから、今の所なのですけれども、18ページの許可基準で滝沢委員の御指摘の所でもう一回見ましたら、専門的能力及び経理的基礎と、今はもう経理という言葉は使わず、会計という言葉が一般的です。これもまた検討要ということで、お願いいたします。ほかにございますか。

○藤野委員 藤野です。8ページに兼業のことが書かれています。先ほどの宮城県さんのお話ですと、私が考えていた以上に下水道とか工業用水とか、もう少し大きなことをお考えだと聞きました。もちろん水道事業者等の承諾を得るということで、県がそれを望んでいるのですから承諾は得られる方向なのだと思いますが、そもそもコンセッションを導入するに当たり、今の段階だと受け入れたくないという市民の思いや自治体の思いがある中で、コンセッションを導入するとこのような良いことがある、こういうメリットがあるということが明確に示されて、かつそこに向かって契約期間の中でどのように歩いていくのかも示され、それが達成されることをどこかで確認できるほうがよいと私は思っています。

兼業がかなり幅広いものになると目標が大きくなり、全て含めると県や自治体の負担が実は減るのだとか、住民の利用料金がこのままいくよりは少いで済むのだとか、そういうことをしっかり明記して、かつそれをモニタリングできる仕組

みが必要ではないかと思います。モニタリングは毎年の企業会計とか、水質とかだけでなく、そういうことも盛り込んでいただきたいと思います。それをどのようにどこに書けばよいのかちょっと分からないのですが、お願いいたします。

○石井座長 大変重要な所を御指摘いただきました。運営権制度のすばらしさはどこかに書けるのか、あるいは分かりやすく説明できるのかです。その辺はいかがですか。

○草川室長補佐 水道施設運営権を導入するメリットについては、水道の基盤の強化の観点から確認していきたいと考えております。22 ページで説明させていただいていますが、水道施設運営等事業を含む水道事業等の全体におけるいわゆるヒト・モノ・カネ、水道施設の維持管理による継続的な更新、健全な経営の確保、運営の維持に必要な人材の確保について向上が図られていることを許可の要件としておりますので、コンセッション事業の実施によってこれを含む水道事業全体の基盤が強化されることを審査でも確認していきたいと考えています。

○石井座長 そのとおりなのでしょうけれども、藤野委員がおっしゃるのは、この制度を導入する意義とかメリット、そういったものをもっと市民の方に分かりやすくどこかで表せるかということなのです。これは非常に重要な御指摘で、宮城県も同じだと思います。かなりいろいろな所から質問が来るのは、そういったことが分かりづらいということなので、何とかそこを乗り越えないと、なかなか思うように進んでこないという懸念も藤野委員からの御指摘のとおりだと思います。よろしくお願いいたします。ほかにいかがですか。

○本多委員 勉強不足で申し訳ございませんが、PFI 法上、運営権登録簿の記載内容についてお尋ねいたします。この登録簿には浄水場の規模や数等水道施設全般について、つまり、水道台帳的なものを記載するということなのでしょうか。

○石井座長 いかがでしょうか。坂本参事官。

○坂本参事官 書き方はいろいろありまして、例えばエリア、区域を明確に、空港等はそうですけれども、告示とかで指定しているものについては具体的な場所とか、そういうところを細かく書くということではなくて、ほかのもので明確に場所が特定できるということもあります。確かに下水処理場がこの場所とか、ポンプ場がこの場所だという書き方もあります。ただ、それは今日この時点で明確にこうだとは申し上げられないのですが、そこは宮城県の御要望も踏まえて、また厚生労働省と御相談しながら、できるだけ手続的に負担にならないように考えたいと思

ます。とはいっても、何でもできるというわけでもないので、そこは御相談しながらまた進めていきたいと考えています。

結論として、今回水道の場合に運営権登録簿にどう記載するかというところは、今日の時点ではちょっとまだ申し上げるのは控えさせていただければと思います。以上です。

○本多委員 水道施設全般にわたり事細かく記載すると、施設の一部の更新事業や大規模な修繕工事等もできない状況になると思います。したがって、空港と同じような形、例えば東京都なら東京都の給水区域内を対象にするという程度の書きぶりに抑えておかないと、運営権者の裁量権が狭まることになると思います。そのことについて、今後どういう内容になるかということを示していただければということなので、できるだけ汎用性があり、使い勝手の良い形にさせていただければと思います。

○坂本参事官 正に今日の御議論を踏まえて、引き続き検討させていただきたいと思います。

○石井座長 次回に向けてですね。

○與三本委員 恐らく今の部分は、例えば 26 ページに書かれている部分、先ほどの事業の内容等という説明と同じように、表と図面という形で登録簿として認められるというような感じで考えればよいのでしょうか。

○石井座長 事務局、いかがでしょうか。高橋委員、何かありますか。

○高橋委員 1点だけです。多分、本多委員がおっしゃったことと同じなのですが、けれども、長期的にやっていけば浄水場とかを統合したり等ということが起こるので、余り細かく書いてしまうと毎回登録簿の書き直しのようなことになってしまって、ものすごく手間になるというところはあるのだらうと思います。恐らく空港だと、別にビル一つ一つを全部地番で特定して登録簿に載せているわけではなくて、機能として持っている空港全体を登録するというようにしているので、ここはこれからコンセッションでやっていくところの投資とか、ある程度柔軟性を阻害しないメッシュ感の記載をすることを注意しながら、登録簿の記載方法を考えていくことが重要になってくると思います。

私のイメージだと、どこどこ浄水場まで書くとなっていくと、もしかしたら少し細かすぎるのかもしれないなということもあって、その辺は実際の事業と照らし合わせながら内閣府と御相談いただいて、厚生労働省としては効果が発揮できる記載ぶりを御検討いただくのが重要だと思っています。

○坂本参事官 今の時点で申し上げられることといえば、まずどの区域なのかというのは少なくとも特定できないといけないので、御案内のとおり運営権登録簿というのは、申請があつて閲覧とか希望する方にも、費用は掛かりますけれども写しを御提供したりしています。実際に運営権は、抵当権も設定できるということなどありますので、何でもかんでも大丈夫だというように広がってしまうようなことにはならないようにしていかないといけないというところがあります。取りあえず、今日申し上げられるのはその辺りです、また引き続き御相談させていただければと思います。以上です。

○石井座長 よろしいでしょうか。もう1つ、今日はたたき台の手引き、本日の議題の(3)水道事業における官民連携に関する手引きの改訂案も用意していただいておりますので、これをまず御説明いただいて、時間の許す限り全体討議も含めて御質問をお受けしたいと思っております。事務局から資料5について説明をお願いいたします。

○草川室長補佐 それでは資料5について、御説明いたします。まず本手引きの位置付けですが、前回第1回検討会で御説明いたしましたとおり、地方公共団体である水道事業者がコンセッション方式を導入するときに、検討・実施する事項をまとめたものです。また、この官民連携に関する手引き自体は、平成26年3月にコンセッションを含む官民連携全般について、既にまとめて存在するものであり、今回はこのコンセッション部分について、一部改訂したいということで、今回はたたき台として示したものです。

お手元の1ページ目、2ページ目が、第IV、PFI導入の検討の部分の目次を示しております。このうち、「3.コンセッション型における検討内容」という所が、コンセッション事業についての部分ということになりますので、これを本日の検討対象としております。

次の3ページ目に、コンセッション型における検討内容の更に詳細な目次を示しております。大きく3.1と3.2があり、3.1がコンセッション導入における検討事項、3.2が事業の導入実施の手順です。

更に詳しく見てまいりますと、3.1.1で「水道事業の経営主体」という所があります。これは今の水道法では、その経営の主体に応じて2つの型の事業が実施可能であり、そのうちの1つを地方公共団体事業型、もう1つを民間事業型と名付けております。3.1.2では、この地方公共団体事業型における検討事項、3.1.3では、民間事業型における検討事項を示しており、また、3.2.1では、手順ということで、地方公共団体事業型における導入実施手順、3.2.2で、民間事業型における導入実施手順という構成にしております。

99 ページです。水道事業の経営主体について、2つの方法が実施可能と整理しております。まず1つ目が、昨年の12月の水道法改正で導入されたもので、経営主体を地方公共団体のままとし、水道施設の全部又は一部の運営等を地方公共団体以外の運営権者に行わせる方法であり、厚生労働大臣の許可が必要なものです。それを地方公共団体事業型と呼ぶこととしております。2つ目が、昨年の水道法改正以前から実施可能な方法であり、経営主体を地方公共団体以外の運営権者とし、水道施設の全部の運営等を運営権者が行う方法です。これを民間事業型と呼ぶこととしております。

101 ページ目を御覧ください。地方公共団体事業型における検討事項をまとめたものです。内容としては、先ほど御説明した許可ガイドラインと一部重複しており、許可ガイドラインの内容の参考となるような図表などを盛り込んだものとしております。本日は特に先ほどの許可ガイドラインに盛り込まれていない事項について、御説明します。

105 ページ目を御覧ください。リスク分担の考え方です。水道施設運営等事業に係るリスクについては、事業内容や事業期間を踏まえて事前に幅広く把握・分析し、水道事業者等と水道施設運営権者の間の分担を可能な限り明確化、具体化しておくべきとしております。そして、リスク分担の検討に当たっての留意事項として3つ示しております。1つが、リスクが水道施設運営等事業ごとに異なるものであり、個々の事業に即して、その内容を評価すること。2つ目が、どこまでを水道施設運営権者が負担するリスクとすべきかについては、当該事業の収益性や運営の自由度等、与えられた運営条件の全体の枠組みにより、相対的に決定されること。3つ目が、リスクを低減させる取組に留意し、必要な対策を講じることと整理しております。そしてまた別表として、108 ページ目ですが、水道事業のリスク分担の定義ということで、一例ですけれども事務局で示させていただいております。

続いて128 ページを御覧ください。利用料金についてです。前書きですけれども、水道施設運営等事業においては、運営権者が担う業務に関する費用については、利用料金として徴収する。この利用料金については、PFI 法第17条により、地方公共団体が利用料金に関する事項を実施方針条例の中で議会の議決を経て定め、適切な枠組み(上限、幅等)を規定するとしております。運営権者は、この枠組みの中で利用料金を定めることとなり、その利用料金については、厚生労働大臣が運営権の設定に当たり、適切な料金設定であることを確認した上で許可いたします。一方、地方公共団体である水道事業者等が引き続き担う業務に要する費用については、従来どおり水道料金として徴収することとなります。そのため、水道施設運営等事業においては、水道料金部分と利用料金部分の2つから構成された料金を徴収することになります。

129 ページ目を御覧ください。先ほど総括原価に含まれる事業報酬の額について、合理的に説明でき、妥当な水準であることと説明しましたがけれども、ここでは、こ

の事業報酬額の算定方法の一例として、完全民営水道における事業報酬額の考え方として想定されるレートベース方式である「対象事業資産×事業報酬率」を目安とすることが考えられるとしております。また、それぞれの水道施設運営等事業の内容や運営権者の負担するリスクの内容に応じて、水道事業者等が合理的に説明できる方法で妥当な水準を算定するとしております。

130 ページに対象事業資産、事業報酬率の定義について紹介しております。3 つ目で利用料金の改定についてですけれども、水道施設の運営権者の効率化努力の及ばない一定の定義された範囲を超える物価変動が生じた場合に、料金への転嫁を可能とするための物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式について、これも参考例という形ですけれども、こちらで紹介しております。

また、なお書き以下ですけれども、物価変動では、電気事業やガス事業においては、燃料費や原料費が急激な変動が見込まれるということで、それが料金原価の全体の約4割と高い状況となっておりますけれども、上水道事業の給水原価において変動が想定される動力費と薬品費の占める割合は相対的に高くないことを、ここで紹介しております。

137 ページ目を御覧ください。2つの論点について記載しており、1つが情報公開についてです。水道法では第24条の2に基づき、水道事業者等は水道の需要者に対し、水質検査の結果等、水道事業に関する情報を提供しなければならないと定められております。水道施設運営等事業において、運営権者が運営を行う場合においても、情報公開が事業の透明性の向上に寄与するものと考えられることから、事業運営に関する情報を積極的に公開することを求められるとしております。そのため、実施計画や事業計画の内容、水道事業者等による運営権者の業務及び経理の状況に関するモニタリングの結果等については、運営権者の権利や正当な利益を害するおそれのある内容を除いて、地方公共団体の情報公開条例等に基づき、適切に情報公開されるよう、実施契約書に規定を盛り込むことが望ましいとしております。

2つ目が、契約解除に伴う地方公共団体である水道事業者から運営権者への損失の補償ということですが、これは水道施設運営等事業においては、PFI法に基づき、公共施設等運営権の取消し等による損失の補償は、水道事業者等に帰責事由がある場合に限定されるとされていて、その補償額はガイドライン等に基づいて算定されることを紹介しております。

続いて138ページですけれども、これは民間事業型における検討事項です。主な内容については、地方公共団体事業型の内容に準じて検討を行うことができると考えており、留意事項として示しております。

続いて142ページ目を御覧ください。ここからはコンセッション型事業の導入実施手順について解説をしております。まず、3.2.1で地方公共団体事業型における導入実施手順ということで、143ページを御覧ください。事業の導入手順をフロー図の形でまとめております。主なものとしては、実施方針の策定及び条例制定とい

うのがあり、この前には実施方針の策定及び条例案に関する国、これは厚生労働省への事前の相談が必要であるとしております。その後も引き続き厚生労働省への相談を進めながら募集要項の作成、民間事業者の選定、運営権の設定に対する議決、そして水道法に基づく許可の申請と許可、地方公共団体と運営権者との間での実施契約の締結、公表、利用料金の届出、供給規程の変更、そして事業の開始、モニタリング、事業の終了というような流れで示しております。

次の144ページ目以降は、このフロー図の上から順番に従って、参照となる条文や手続の内容について説明しているものです。

最後に160ページが、民間事業型における導入実施手順であり、民間事業型においては、運営権者が水道法の水道事業の経営の認可を取得するということとなります。また、これまで水道事業を運営していた地方公共団体は、水道法第11条第1項の規定により廃止許可を申請することとなりますので、ここが大きな違いとしております。それ以外の手続については、地方公共団体事業型と異なるものではないとしております。フロー図については、161ページに示しております。説明は以上です。

○石井座長 それでは、ただいまの御説明に対しまして、御質問や御意見を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○足立委員 御説明ありがとうございました。3点ありますが、まずこの手引きの位置付けや趣旨などは、よく理解したつもりです。その上で、ちょっと基本的なこととなってしまう恐縮ですが、この手引きは地方自治体向けということだと思うので、手引きの中身に入り込んでいくにあたっての出発点というか、腹落ち感というものが非常に重要になると思っています。

水道事業を巡るヒト・モノ・カネ等々に及ぶ、長期のシミュレーションなども踏まえた課題であるとか、その課題解決の手法としての広域連携・官民連携といった視点であるとか、官民連携にもいろいろと手法がある中での1つの手法としてのセッションといった視点。また、セッションの中でも、資料の99ページで御説明いただきましたとおり、地方公共団体事業型・民間事業型と分かりやすく分類いただいておりますが、地方公共団体事業型の方は恐らくものすごく幅広いバリエーションがあって、下水の既存事例などを見てもわかるとおり、フルセッションから何をマイナスしたかというアプローチよりは、むしろ従前の包括委託に何を足したのかというアプローチの方が捉え方として適切なものが結構あったりもします。そういったいろいろな手法があるということを適切に理解した上で、それぞれどこまでを対象にしたら、どういう課題に対してどういう効果があるのかとか、そういった腹落ち感を自治体がしっかりと持つことが大変重要だと思います。

もしなかなか理解が進まないようであれば、場合によって全てをセッション

と呼ぶのではなくて、例えば包括委託プラスアルファ型については、何か別の名前
で呼んだほうがいいのか、そういったことも含めて、より全国の自治体等々の理解
を深めていくことが重要かなと思います。この辺りの話については、既にいろい
ろな周知の取組もされているかとは思いますが、この手引の中のほかの章で記載す
ることなども含め、配慮いただけるといいのではと思ったところです。

2点目ですが、136 ページ目にある運営権対価の一括払いについてです。民間資
金活用という趣旨に鑑みて、とさらっと書いていただいているのですが、やはりこ
れについても、活用する自治体としての腹落ち感というか、一括で頂くことの意義
があることが重要だと思います。

市長部局や知事部局も含めた全庁的なアセットリサイクルの中での有効活用み
たいなことは一般的に難しいと思いますけれども、そういったことも含めた議論や
可能性も踏まえた上で、手引きでの記載内容につながっていけば、より有意義だと
思います。

また、担い手の民間事業体にしっかりお尻に火が付いた形で、長期間責任を持っ
て運営していただくという観点からしますと、一定の一括払いが効果的だというの
は確かですが、もし自治体サイドとしてアップフロントでもらった運営権対価の活
用用途が特段ないのであれば、これにこだわらずに保証金徴収のようなやり方もあ
ろうかと思しますので、そういったことも含めて周知が進むといいのかなと思いま
した。

あと、もう一点だけ、152 ページの最後に「5.について」で書いていただいでい
る所も大変重要な項目になってくると思います。コンセッションでどれだけの業務
を民間に任せるかということにも勿論よと思うのですが、より多くを任せ
ようとする場合などには、事業実施を契機として、地域経済の新しい担い手セクタ
ーの形成などにつながっていくというストーリーも描くことができると思います
し、そこまでを含めて地域の自治体が腹落ち感を持って進めていくということが重
要だと思います。なので、この辺は自治体としてのポリシーとか腹落ち感ないまま、
民間にただ提案を求めるだけの事柄ではないですよということも含めて、理解が進
むといいと思いました。ガイドラインに記載するレベルではない事項なども含めて
いろいろとあったと思いますけれども、気付きということでコメントさせていただきました。
以上です。

○石井座長 ありがとうございます。大変重要な、全体的に基本的な方向性やスタ
ンスも含めて御意見を頂きました。事務局のほうから何か、今の足立委員のお話に
ついてありませんでしょうか。

○草川室長補佐 まず1つ目のコンセッション事業を実施する前提条件についての
記述ということで、今回の資料といたしましては、実施段階の検討内容ということ

で御議論いただきましたが、その前提条件となるところは、この前段の部分に 1.5 などの所がありますので、改めて御相談をさせていただきたいと考えております。

○富田専門官 それでは 2 つ目の 136 ページ目の運営権対価について御質問を賜りましたけれども、運営権対価をもらうことの意味に関しましては、その前になります。132 ページ目、水道の基盤の強化に関する事項があります。これは(1)の②水道事業等の健全な経営の確保に関する効果ということで、括弧書きで運営権対価の活用方法に関して記載を求めるとしてあります。これによって、運営権対価としてまとまったお金をもらって、それがどのように基盤の強化に資するかということを確認していきたいと考えております。

○石井座長 足立委員の御指摘のように腹落ち感というか、それで地方公共団体の皆さんがよく理解できるように、やはり最終的に一番詳細なのは手引きになります。そこでしっかりと書き込むということが大事であると、今の足立委員の御意見を聞いていて、そう思いました。ですから次回に向けて、また更に、今日の手引きはたたき台ですので、そういう中で検討していきたいと思っていますので、よろしくお願い致します。

○與三本委員 今、足立委員のほうからもお話がありました部分に関連すると、今回対象は 99 ページ目からということですが、資料 5 の目次の所に書かれている「PFI の概要」、この部分で追記するような項目があれば、そのように付けていただくと読みやすいと思いました。

それから 118 ページ目にモニタリングの事例として、ある意味で日本で唯一のコンセッションの事業の事例ですけれども、浜松の事例が出ています。ここで書かれている第三者機関のモニタリングというのは、今、水道のほうで検討している第三者機関みたいな部分ではなくて、日本下水道事業団が市のモニタリング、初めてのコンセッションのモニタリングだということで、併せて同じような項目をモニタリングされると聞いており、補完するという位置付けだと思われるので、勘違いされないような表記が必要だと思えます。

浜松の事例というのは、先ほどもいろいろと出ていましたけれども、先進的モデルではありますが、標準的なモデルではないという部分があるので、そういった部分の配慮が必要ではないかと思っております。

それから 136 ページ目の部分で、これも足立委員のほうからお話がありました、運営権対価の一括の部分とか、これは一括と分割が当然あって、それぞれのメリット、デメリットというのがあろうかと思えます。例えばリスクが大きくて、なかなか一括で設定しにくいような場合とか、後で清算する業務が一括になるとどんどん増えてくるような形もあろうかと思えますので、一括のメリット、デメリット、分

割のメリット、デメリットみたいな形でまとまっていれば、割と分かりやすいと思いました。以上です。

○石井座長 ありがとうございます。事務局のほうから何かありませんでしょうか。

○草川室長補佐 頂いた御指摘については次回までに検討して、内容の追記等を対応してまいりたいと思います。

○石井座長 ほかにありますでしょうか。

○高橋委員 全体にコンセッションを何のためにやるのかという記載が必要だと思います。その辺はやはり概要の所などに書いていただくのも必要だし、私もいいのかなと思います。それは是非、御検討いただければと思います。

それからあと1つは、137 ページで「契約解除に伴う運営権者への損失の補償」という所があります。この記載は別に構わないのですけれども、どういう項目だけで何を書くかなというところで、ちょっと御検討いただきたいと思います。実施契約が途中で終わる場面は、いろいろな理由があって、運営権者のほうで要求水準が充足できないとか、公共側のほうで何か不履行があったという場合だけでなく、不可抗力が起こってしまって、事業計画が今の仕組みのままでは無理だということや、大きな制度変更があったので、仕組みを変えなければいけないから、一旦ここでやめましょうというケースとか、いろいろなケースを実際に実施契約の中に全部場合を分けて書いています。

しかし解除のところは、ほかの所に出てきている、未償却残の買取りであったり、運営権対価の前払い部分を一部返すとかいう話であったり、損失補償であったり、それから公共側のほうで運営権者が所有しているのだけれども、その後、公共のほうで使いたいものを買取りますという規定があったりと、全体として終了のときにいろいろなお金と物のやり取りをする、全体のパッケージとして最終はどういう仕上がりになりますかというところがすごく大事なのです。

結局、公共にしても民間にしても、全部立ち上げてみて、差し引きしてみて、この事業は終わった結果、どのような帰結になったのかということが、皆さんすごく気になるころなので、解除の所に関しては、そういう全体の清算をした帰結が、それぞれ解除の事由に応じて合理的な結果になっているところをちゃんと作らなければいけないのだと、どこかに記載していただきたいなと思っています。

多分、浜松もそうでしょうし、空港の場合もそうでしょうけれども、解除の規定はすごく重くなっていて、それぞれみんながお金を投資して、事業をやっていたのだけれども、途中で終わるときの清算をしたときに、仕上がりは最後はどういう経済的な帰結に終わるのかというところをしっかり示してあげることが重要な

で、その辺は記載を少し充実させていただけるといいと思います。

あと、2、3 ちょっと細かいところなのですが、105 ページのリスク分担の考え方の冒頭、第1段落で、これは細かいのですが、最後の一文で「その上で、協定」とあるのですが、多分「協定」というのはなくてもいいと思います。PFI 法は多分、運営権が入って改正されたときに、協定から実施契約に確か書き換えていたと思うので、現状だと協定という文言はなくても意味は通じると思います。

それと110 ページの、物価変動のリスク分担の所ですが、ここは余りこだわらないのですが、例示で唐突に95%という具体的な数字が出てきているので、例示とはいえ少し独り歩きしないかというのが心配なので、記載ぶりはちょっと御検討いただければなと思っています。

最後は、158 ページの運営権の移転の所です。これは是非、ガイドラインの中でも、運営権の条例の記載の事例として御紹介していただくといいのかなと思っていますのは、PFI 法の26条の4項のただし書きで、条例に特別定めがある場合には、運営権の移転について、自治体の議決を経ないで行うケースが定められることができているということがあって、実際に定めている例があります。

恐らく例えば、事業の承継などをスムーズに行わなければいけないような場面のときには、やはり緊急的に議会の議決を経ずに運営権を一旦許可するというパターンは、多分必要になってくるだろうと思っています。そういう条例上の手当てというのも手段として、必ずではないのですが、工夫の仕方としては1つあり得るということは、事例として紹介されてもいいのかなと思いました。その辺の記載ぶりについては、ちょっと御検討いただければと思います。以上です。

○石井座長 ありがとうございます。事務局のほうから何かありませんでしょうか。

○草川室長補佐 次回に向けて対応してまいります。

○石井座長 よろしくお願ひします。ほかにありませんでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。また後で何か御意見等ありましたら、事務局のほうに御連絡を頂きたいと思ひます。それでは時間も迫ってまいりましたので、最後に議事(4)「その他」について、事務局から何かありますでしょうか。

○草川室長補佐 特にありません。

○石井座長 それでは特にありませんので、以上をもちまして本日の議事は全て終了いたしました。事務局に司会のほうをお返ししたいと思います。よろしくお願ひします。

○草川室長補佐 本日は貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございました。皆様の御意見を踏まえまして、次回の資料作成を進めさせていただきます。なお本日の検討会の議事録につきましては、前回同様、事務局で案を作成の上、委員の皆様に御確認いただいた後、ホームページに公開いたしますので、御協力のほど、よろしく願いいたします。また、次回の検討会につきましては、後日御案内いたします。本日はありがとうございました。

○石井座長 どうもありがとうございました。

(了)